

産業廃棄物等の不適正処理を防止するための規制方策に係る検討結果

(中 間 報 告)

平成 1 4 年 1 2 月

廃棄物不適正処理防止方策検討委員会

一 条例制定の必要性

産業廃棄物の不法投棄は、県民の安全で快適な生活を脅かし、地域の良好な自然環境を破壊するとともに、大量に積み上げられるとその原状回復に多大な費用と労力がかかるなど重大な環境問題である。このため、産業廃棄物の不法投棄に対しては、大量に積み上げられてしまってからでは遅いため未然防止を図るとともに、迅速かつ的確に事案への早期対応を図ることが重要である。

また、廃棄物ではなくても、大型の家庭用機器や自動車のような物品は、それ自体が処理困難物であるため、それらが大量に保管又は堆積することによる処理困難性の増大、周辺地域への環境影響の問題が発生することが考えられ、適正処理、リサイクルの推進による排出量の削減に加えて、その保管等の適正化の観点からの規制も必要とされる。

さらに建設工事現場等から発生する土砂は、廃棄物処理法に規定される廃棄物ではなく、また、各種開発関連法においても、土砂を直接規制する規定がないことから、廃棄物を混入して不法投棄するなどの偽装に利用されることがあり、廃棄物混入による不法投棄防止、多量堆積に伴う災害発生防止、土壌の汚染や水環境への影響の防止等の観点からの規制が必要とされる。

産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により各種の規制が行われており、その内容も近年の法改正により、罰則の強化、排出事業者責任の強化等厳しい内容となってきた。しかし、不法投棄は年々悪質・巧妙化してきており、産業廃棄物を放置しているにもかかわらず保管（仮置き）と称したり、無許可業者が他人から処理を請け負った産業廃棄物であるにもかかわらず自社廃棄物であると称したり、規制の対象とはならない有価物や土砂と称するなど、これらの巧妙な言い逃れを覆すために多くの時間を費やし、結果的に大量の不法投棄に至るなど、法に基づく規制を効果的に運用できないという問題も生じている。

このため、悪質・巧妙化している不法投棄に対して、早期の段階での迅速かつ効果的な対応が可能なシステムとして条例を制定することが必要であり、兵庫県独自の不適正処理を防止するための規制方法を検討するため、「廃棄物不適正処理防止方策検討委員会」を設置し、制度的枠組みや法との関係等について検討を行った。

二 条例の構成

第1章 総則

1 目的

上記のような状況をふまえ、条例は、産業廃棄物等の不適正処理を未然に防止するために、産業廃棄物及び使用済自動車、使用済タイヤ、使用済特定家庭用機器等（これらを、「特定物」と定義する。）の保管及び土砂による埋立て等の規制に関して必要な事項を定めることにより、県民の生活環境の保全及び生活の安全を確保することを目的とする。

2 関係者の責務

この条例の定める目的を達成するため、事業者や県民、県・市町それぞれが果たすべき責務を規定する。

ア 事業者の責務

事業者は、産業廃棄物等特定物の保管又は土砂の埋立て等において適正な処理に努めるとともに、県の施策へ協力する責務を負う。

イ 県民の責務

県民は、不適正処理があったことを知った場合は県に通報するとともに、県の施策に協力する責務を負う。

ウ 土地所有者等の責務

土地所有者等は、土地の適正管理に努め、不適正処理があったことを知った場合は県に通報するとともに、県の不適正処理の防止のための施策に協力する責務を負う。

エ 県の責務

県は、産業廃棄物等特定物又は土砂の不適正な処理を防止するため、必要な措置を講じるとともに、市町が行う不適正処理の防止のための施策に対し、技術的な支援を行う責務を負う。

第2章 特定物の適正な保管

産業廃棄物等特定物の不法投棄がされないように、事業者等は以下の措置をとる。

1 保管の届出

一定規模以上の特定物の保管を行おうとする者は、知事への届出を行う。これは、保管者に対して届出ができるよう慎重な管理をするよう求めるとともに、特定物の保管、管理について県が情報を入手する意味も持つ。

2 使用済自動車等の保管基準

使用済自動車、使用済タイヤ、使用済特定家庭用機器等（これらを、「使用済自動車等」と定義する。）の保管基準については、廃棄物処理法の保管基準に準じた基準を設定する。

3 運搬管理票

1の保管の届出をした者（以下では「届出者」といいます。）が産業廃棄物を搬入又は搬出しようとするときには、届出者は産業廃棄物の運搬に従事する者に運搬管理票を交付するとともに、運搬に従事する者は運搬中は運搬管理票を常に携帯しなければならない。これにより、産業廃棄物の流れを把握して、産業廃棄物が適正に処理されることを確保する。

4 搬入搬出管理簿

届出者が特定物を搬入搬出するときは、届出者は搬入搬出管理簿を作成し、搬入及び搬出の状況を記録しなければならない。

第3章 土砂による適正な埋立て等

1 埋立て等の許可

土砂はそれ自体としては有害ではないが、特定物等が混入するなど問題がある場合もありうる。そこで、一定規模以上の土砂による埋立て等（埋立て、盛土、保管その他の土地へのたい積）を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を得ることとする。

2 埋立て等の許可基準

知事は、当該埋立て等の申請が以下の基準に適合している場合、埋立て等の許可を与えることができる。

- (1) 廃棄物の混入防止措置が執られていること
- (2) 汚染土砂の混入防止措置が執られていること
- (3) 土砂の崩落、流出その他の災害を防止するための措置が執られていること

3 土壌汚染調査等の命令

知事は、汚染土砂の混入のおそれがあると認めるときは、許可を受けた者に対して、土壌汚染調査又は水質調査を命ずることができる。

4 許可の取消し

知事は、許可を受けた者が各種命令に違反したとき、許可の条件に違反したとき、虚偽の申請をしたとき等は、許可を取り消すことができる。

5 搬入搬出管理簿

許可を受けた者が土砂を搬入又は搬出するときは、許可を受けた者は搬入搬出管理簿を作成し、搬入及び搬出の状況を記録しなければならない。

第4章 土地所有者等の講ずべき措置

土地所有者は、その土地を自由に使用できるものの、一方ではその土地を適正に管理する社会的責任を負っている。そこで、特に本条例では産業廃棄物及び土砂の不適正処理防止のため、土地所有者に一定の防止策を講ずること及びその責任を果たしていない場合には、一定の措置を講ずるよう命じることができるものとした。

1 侵入防止措置等被害拡大防止策の実施

土地所有者等は、当該土地に産業廃棄物又は土砂の不適正処理が行われた場合には、侵入防止措置の実施等被害拡大防止策を講じなければならない。

2 土地所有者等に対する措置命令

不適正処理された産業廃棄物又は土砂により、周辺的生活環境保全上の著しい支障が生じると認められる場合において、不適正な処理を行った者が生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を行わないときには、知事は、当該不適正処理に関与した土地所有者等に対し、必要な支障の除去等の措置を講ずることを命ずることができる。

第5章 雑則

この条例の目的を達成するため、各種の方策が必要である。これらは、実効性確保のためのものであるが、事業者等には権利制限であるため適切に運用することが必要である。なお、廃棄物処理法が廃棄物についての各種の規定を定めているため、それらと整合性をとり、整理したものである。

1 報告徴収・立入検査

知事は、この条例の施行の必要な限度において、保管者又は埋立て等行為者に対して報告を徴収し、職員に立入検査を行わせることができる。

2 改善命令

知事は、使用済自動車等の保管者が保管基準を遵守していないと認めるとき又は土砂の埋立て等行為者が許可基準等を遵守していないと認めるときは、保管者又は埋立て等行為者に対し、改善命令を行うことができる。

3 搬入一時停止命令

知事は、特定物又は土砂の搬入が継続されることにより、周辺地域における県民の生活環境又は生活の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該保管者又は埋立て等行為者に対し、この条例の規定による報告徴収・立入検査の結果が明らかになるまでの間、当該土地への特定物又は土砂の搬入の停止を命ずることができる。

4 措置命令

知事は、許可を得ずに土砂の埋立て等を行った者及び許可基準に適合しない土砂の埋立て等を行った者等に対し、土砂の除去等必要な措置を命ずることができる。

5 公表

廃棄物処理法又は条例に基づく命令、許可の取消し、告発を行ったときは、その内容、氏名等を公表することができる。

6 適用除外

本条例の産業廃棄物に係る規定は、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の区域において適用しない。

第6章 罰則

本条例の実効性を確保するため、条例に定める不適正処理のうち以下の行為違反に対しては、必要に応じて刑事罰の適用を行うものとする。

(改善命令違反、搬入一時停止命令違反、措置命令違反等)